

令和7年度 基本方針の進捗報告 (貯金者データ整備)

令和8年3月25日

I. 目標

1. 到達目標（令和9年度末）

令和9年度末までに、

- 他業態と比較して遜色のないレベルである、要整備率ゼロを達成。
- その際に、機構・系統上部機関及び行政庁が、連携して一体的に整備を指導。

2. 令和7年度の目標 略



取組の目標	○ 立入検査と指導を連携して行う「重点対応」に新たに取り組むことにより、早期に改善を要する再整備率の高い組合の整備を促進。	
具体的内容・進捗状況	○ 「重点対応」の考え方を、抜本的に転換。 ○ 優先検証パターンを組合に示した上で、迅速かつ計画的に取り組むよう要請。 ○ 全国説明会に加え、整備が遅れた県域等を対象に県域等説明会を実施。	<p><u>完了</u></p> <p>◎全国説明会（優先検証パターンを中心に説明） 【農漁協系統向け、行政庁向け、系統指導機関向け】 10月～12月</p> <p>◎県域等説明会（組合別の特徴も含めて説明） 12月～3月</p> <p>【農協系統】 大阪府、石川県、長野県、長崎県、新潟県、山梨県</p> <p>【漁協系統】 九州信漁連</p>
	<p><u>予定（8年度）</u></p> <p>引き続き実施。</p>	

具体的内容・進捗状況	<p>立入検査等</p> <p>○ 特に整備の遅れた組合に対し、立入検査・資料徴求を実施。</p> <p>【立入検査】 特に整備が遅れた組合を対象に、態勢・整備状況を実査し、現地指導。</p> <p>【資料徴求】 立入検査対象組合に次ぐ組合を対象に、整備状況を実査し、個別指導。</p>	<p>完了</p> <p>◎立入検査 県域等説明会実施後、2組合に実施。</p> <p>◎資料徴求 県域等説明会実施後、1組合に実施。</p>
		<p>予定（8年度）</p> <p>◎全国説明会・県域等説明会 引き続き実施。</p> <p>◎立入検査・資料徴求 引き続き実施。</p>

取組の目標	<p>○ 組合等自らが整備状況を把握し、精度が高い整備を行える環境を整備し、全組合等を対象として整備の底上げを図る。</p>
具体的内容・進捗状況	<p>○ 現行は、コンピューターシステムの整備の歴史的な経緯から、三階建て（「疑義率」「再検証率」「機構再検証率」）となっている整備の必要性を示す指標を、「要整備率」に一本化（令和8年3月取りまとめ分から）。</p> <p>○ このために、検証条件を最適化した新たなシステム（貯金者データ検証支援システム）を配布（令和8年3月）。</p> <p>完了</p> <ul style="list-style-type: none">以下の観点を踏まえ、検証条件の検討を行い、指標を一本化（12月）。① 検証項目の着眼点について、必要項目に過不足がないよう見直し。② 優先検証パターンを検証項目として設定。新システムの配布に合わせて、操作手順等の全国説明会を開催（3月）。

<p>取組の目標</p>	<p>○ 貯金者データの不備を是正するためのルール、作業手順等を文書に明確化し、役員等が率先して整備に取り組む態勢構築を後押し。</p>	
<p>具体的内容・進捗状況</p>	<p>○ 組合等が要整備率を確実にかつ効率的に低減するためのルール、作業手順等を文書に明確化。</p> <p>○ 上記のルール、作業手順等を組合等幹部（役員・金融担当部長）向けに発出し、組合等に徹底。</p>	<p><u>完了</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な整備を行うためのルール、作業手順等を見える化した「優先検証パターン」を完成（9月）。 ・ 農林水産省から貯金保険機構、都道府県、農林中央金庫宛通知発出（10月20日）。 ・ 貯金保険機構から都道府県、農林中央金庫ほか各系統機関宛通知発出（10月20日）。 ・ 貯金保険機構から優先検証パターンの取組状況を自己点検するための「チェックリスト」を示し、農漁協系統・行政庁に共有（11月25日）。
		<p><u>取組中・取組予定（8年度）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国・県域等説明会、立入検査・資料徴求を通じて把握した「不備事例の改善ポイント」を作成中。 ・ 今後、説明会やホームページを活用して周知を行う。

4. 3年後の要整備率ゼロを目指したデータ整備指導の強化

具体的内容・進捗状況

- 優先検証パターンを示しつつ、整備が遅れた県域等でも説明会を開催するなど、きめ細かいデータ整備指導を実施。
- 複雑で分かりにくかった要整備指標を一本化・単純化し、貯金者データ検証支援システムにより、組合等自らが整備状況を把握し、必要な整備に取り組める環境を整備。
- 効率的な整備を行うためのルール、作業手順等が見える化し、組合等にデータ整備の取組の重要性を徹底。

略（上記1.～3.と同内容）



5. 行政庁・系統との連携

取組の目標	<p>○ 3年後に要整備率ゼロの状態を実現するため、行政庁、農漁協系統、貯金保険機構が歩調を合わせて、前記4.の取組の前提として、並行して実施。</p>
具体的内容・進捗状況	<p>○ 国から、都道府県、農漁協系統、貯金保険機構が連携して確実に指導するよう通知。</p> <p>完了</p> <ul style="list-style-type: none">農林水産省から貯金保険機構、都道府県、農林中央金庫宛通知発出（10月20日）。 （その他も上記3.と同内容）



- 都道府県、農漁協系統指導機関に対し、連携して組合に指導するよう働きかけ。
 - ① 組合の取組状況の進捗管理・指導をすること。
 - ② 県域等説明会で配布した店舗別アドバイスや当該県域等の特徴に応じた解決策等を参考にして、組合を指導すること。
 - ③ 貯金者データ整備と犯収法の取引時確認の資料は共通していることから、資料徴求を徹底すること。
 - ④ 法人格のない団体など、実態等が十分確認できない貯金者の口座開設・維持を抑制すること。
 - ⑤ 定期的なヒアリング、常例検査を活用して組合の取組状況等を確認・指導すること。

- ・ 全国説明会、県域等説明会で説明。
- ・ 貯金保険機構から優先検証パターン^①の取組状況を自己点検するための「チェックリスト」を示し、行政庁・農漁協系統に共有（11月25日）。

取組中・取組予定（8年度）

- ・ 引き続き実施。

【参考資料】

参考 1	1 貯金者データ整備の重点取組の全体像	・ ・ ・ 10
	2 貯金保険機構の通知（10月20日付け）の主な内容	・ ・ ・ 11
	3 当面の進め方（農協系統・漁協系統）	・ ・ ・ 12
参考 2	「優先検証パターン」の例	・ ・ ・ 14
参考 3	優先検証パターン取組状況チェックリスト	・ ・ ・ 16
参考 4	要整備指標の一本化（イメージ図）	・ ・ ・ 17
参考 5	県域等における今後の進め方	・ ・ ・ 18
参考 6	都道府県・系統指導機関への働きかけ	・ ・ ・ 19



現状と課題

- 農漁協の再検証率は、他業態（ゼロ）に比較して劣後
- 早期に整備を完了させ、他業態と遜色ない状態とする必要

農林水産省

通知の発出

令和7年
10月20日付け

貯金保険機構

- データ整備の早期完了
- 効率的な検証方策の提示
- 農林中金と連携した確実な指導

農漁協系統

- 厳格な本人確認、正確なシステム入力
- 貯金保険機構から示された検証方策の実行
- 役員が責任をもって実行
- 貯金保険機構と連携し、整備状況に応じた指導

都道府県

- 様々な機会・手法を活用した管内農漁協への指導

連携して、一体的に指導

農水産業協同組合

2 貯金保険機構の通知（10月20日付け）の主な内容

貯金者データ整備全国説明会
（系統向け・行政庁向け等）
（令和7年10月、11月等）資料
より抜粋



貯金保険機構

国の通知を受けて、貯金保険機構は、令和9年度末までを「重点取組期間」と位置付け、農漁協系統及び都道府県へ通知を发出

優先検証パターン

- 件数が多く、優先して検証すべきパターンを選択。
- 検証方策を思い切って簡素化・単純化した優先検証パターンを提示。

任意団体の特例

- 特に任意団体については、検証に時間がかかる。
特定パターンに限定した簡素なやり方を特例的に導入。

機構による重点対応

- 再検証率が劣後し検証を要する任意団体が多い県域等に対し、
当該県域等の特徴に応じた有効なやり方を提示。
- 当該県域等のうち、整備状況が劣後する組合に対する立入検査・資料徴求を実施。

役員の率先実行

- 担当職員任せにせず、役員が率先実行。

関係機関の連携

- 行政、農漁協系統、貯金保険機構が歩調を合わせて、様々な機会及び手法を活用して一体的に指導。
- 都道府県のオフサイト・モニタリングや必要に応じて常例検査などによる検証を通じた管内組合への指導。
- 信連・農林中金による再検証率などの状況を的確に捉えた、
管内組合等への指導の徹底。

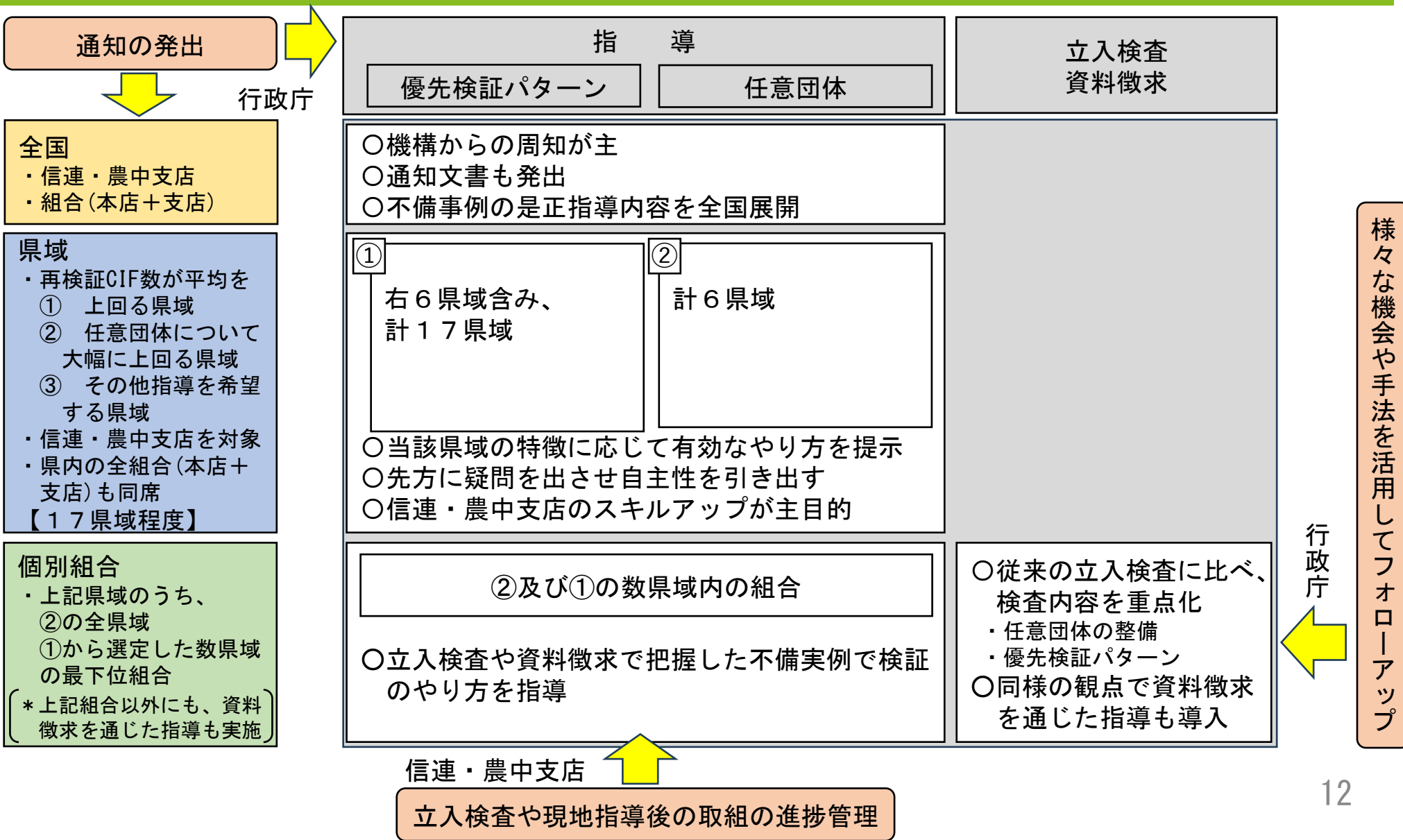
県域等 : 県域や広域信漁連の地区

3(1) 当面の進め方 (農協系統)

貯金者データ整備全国説明会 (系統向け・行政庁向け等) (令和7年10月、11月等) 資料より抜粋



貯金保険機構

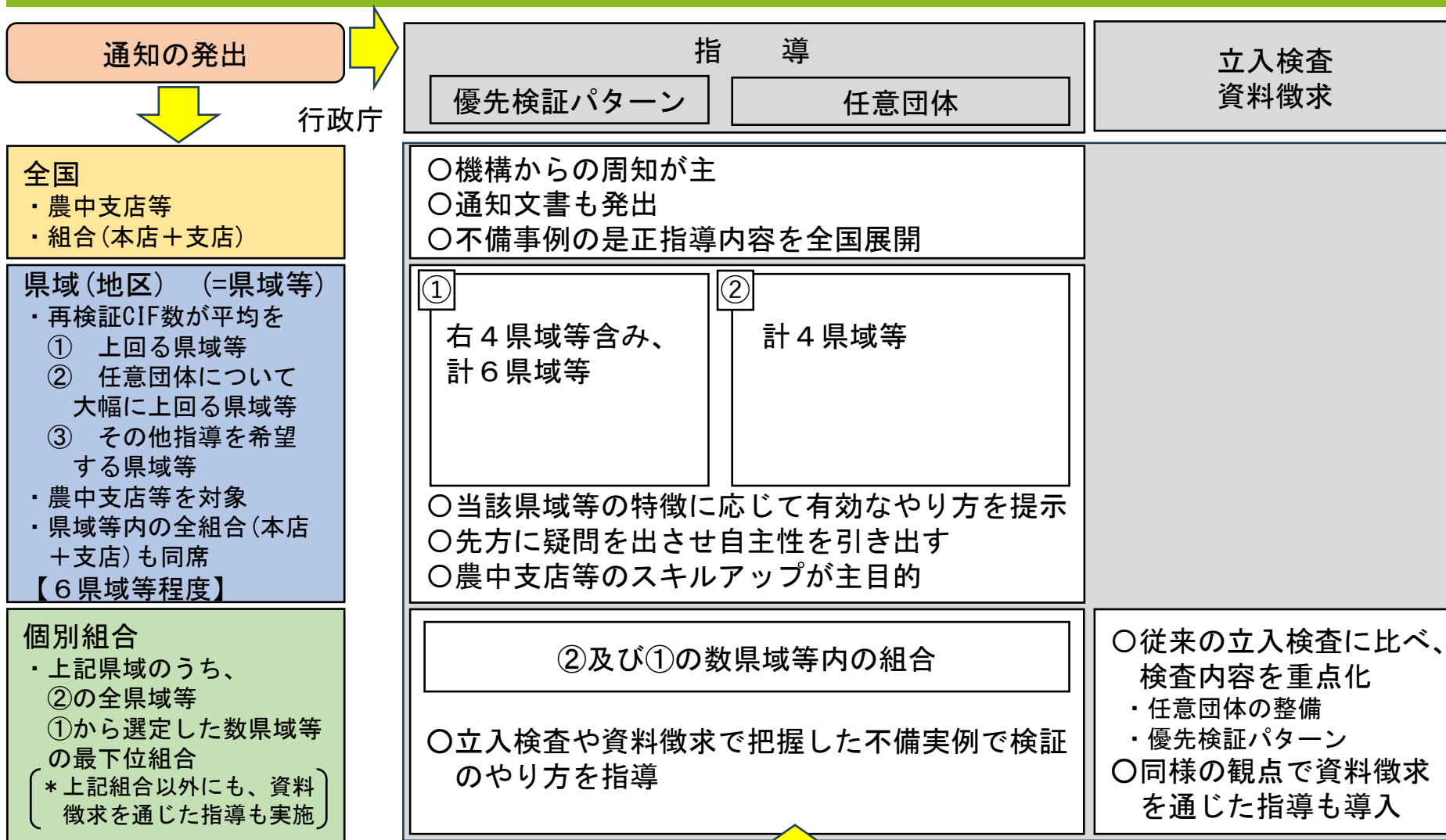


3(2) 当面の進め方 (漁協系統)

貯金者データ整備全国説明会 (系統向け・行政庁向け等) (令和7年10月、11月等) 資料より抜粋



貯金保険機構



様々な機会や手法を活用してフォローアップ

行政庁

県域等 : 県域や広域信漁連の地区
 農中支店等 : 農中支店と農中本店関東業務部

農中支店等

立入検査や現地指導後の取組の進捗管理

参考 2

「優先検証パターン」の例①

(疑義の発生しやすいものから一斉取組を促すパターン)

「優先して検証いただきたいパターン」
(令和7年10月)より抜粋



貯金保険機構

1. 個人

(1) 「カナ氏名」の検証フロー

【疑義項番 9、11】 貯金保険機構

項番	検証システム		検証すること	検証資料	検証結果	やるべきこと
	抽出目的	抽出条件				
①	i) JASTEM上の顧客氏名に、個人名以外の文言(屋号など)が付加されていても、名寄せは個人名で行う	・ JASTEM上の顧客氏名が個人名としては長い(カナ13文字以上) 例) ① 【JASTEM】ヤマダ ショウテンヤマダ タロウ 【個人名】ヤマダ タロウ	・ JASTEM上の顧客氏名に、個人名以外の文言が付加されていないか確認	原則不要 <small>個人名が判別できない場合は、運転免許証などで確認</small>	① JASTEM上の顧客氏名に、個人名以外の文言が付加されている場合 例) 【JASTEM】ヤマダ ショウテンヤマダ タロウ 【個人名】ヤマダ タロウ	・ 「名寄せ用氏名管理一覧表」に個人名を入力 例) ヤマダ ショウテンヤマダ タロウ ⇒ヤマダ タロウ
	ii) JASTEM上の顧客氏名に、個人名以外の文言が付加されていることがある	② 【JASTEM】ジ ヨンパ トリックゲ ラント 【個人名】ジ ヨンパ トリックゲ ラント				
②	iii) 個人名以外の文言が付加されているJASTEM上の顧客氏名は、長くなる傾向がある				② JASTEM上の顧客氏名に、個人名以外の文言が付加されていない場合 例) 【JASTEM】ジ ヨンパ トリックゲ ラント 【個人名】ジ ヨンパ トリックゲ ラント	・ 検証システムに確認済であることを入力

【農協系統】再検証件数：16千件 総再検証件数に対するシェア：10.7%

【漁協系統】再検証件数：2千件 総再検証件数に対するシェア：12.2%

「優先検証パターン」の例②

(効率的な検証が可能となるよう手順まで踏み込むパターン)

「優先して検証いただきたいパターン」
(令和7年10月)より抜粋



貯金保険機構

3. 権能

(1) 「人格区分」の検証フロー

【疑義項番18】 貯金保険機構



項番	検証システム		検証すること	検証資料	検証結果	やるべきこと
	抽出目的	抽出条件				
⑨	i) 名寄せは人格区分ごとに行う	・ JASTEM上の顧客名称に、法人であると疑われる特定の文言(「商工」など)が含まれる	・ 法人登記されていないか聴き取りで確認	不要	⑨ 法人登記されている場合	⑩～⑫へ進む ※
⑬					⑬ 法人登記されておらず、権能である場合	・ 検証システムに確認済であることを入力
⑭	ii) JASTEM上の顧客名称に、法人であると疑われる文言(「商工」など)が含まれることがある	例) ⑬ 【JASTEM】 ユウラクチヨウシヨウコウカイ 【登記】 -			⑭ ・ 連絡が取れない場合 ・ 調査拒否の場合	・ 「データ整備不可能貯金者一覧表」に確認結果を入力
⑩			・ JASTEM上の顧客名称が、登記上の法人名称のおりとなっているか確認	登記事項証明書	⑩ JASTEM上の顧客名称が、登記上の法人名称のおりとなっている場合 例) 【JASTEM】 ユウラクチヨウシヨウコウカイ 【登記】 ユウラクチヨウシヨウコウカイ	・ JASTEMの人格区分を法人に修正 ※設立年月日の誤りが多いので、併せて要確認。登記事項証明書の会社成立年月日と異なっている場合は修正
⑪	iii) JASTEM上の顧客名称がii)のような団体は、人格区分が権能ではなく、法人の可能性がある	⑩ 【JASTEM】 ユウラクチヨウシヨウコウカイ 【登記】 ユウラクチヨウシヨウコウカイ			⑪ JASTEM上の顧客名称が、登記上の法人名称以外の名称となっている場合 例) 【JASTEM】 ユウラクチヨウシヨウコウ 【登記】 カ) ユウラクチヨウシヨウコウ	1) JASTEMの人格区分を法人に修正 2) 「名寄せ用氏名管理一覧表」に登記上の法人名称を入力 例) ユウラクチヨウシヨウコウ ⇒カ) ユウラクチヨウシヨウコウ ※設立年月日の誤りが多いので、併せて要確認。登記事項証明書の会社成立年月日と異なっている場合は修正
⑫		⑪ 【JASTEM】 ユウラクチヨウシヨウコウ 【登記】 カ) ユウラクチヨウシヨウコウ			⑫ ・ 提出拒絶の場合 ・ 提出を応諾するも提出しない場合	・ 「データ整備不可能貯金者一覧表」に確認結果を入力

【農協系統】再検証件数：41千件 総再検証件数に対するシェア：27.4%
【漁協系統】再検証件数：2千件 総再検証件数に対するシェア：12.8%

データ整備不可能貯金者の判断基準等は、「貯金者データ整備に係る自己点検マニュアル(令和2年1月)」P11～13を参照

参考 3

優先検証パターン取組状況チェックリスト

令和7年11月25日付貯金保険機構通知より抜粋



優先検証パターン取組状況チェックリスト

【令和〇年〇月 〇〇組合】

項目	取組事項	チェック項目	結果	特記事項 (実施状況・課題等を適宜記入)
1. 数値目標の設定 〔 P 〕	・ 令和9年度末までに要検証率ゼロにするための具体的な数値目標（年次など）を設定	✓数値目標は、実現可能で妥当性があるか。 ① 各支店の整備状況、マンパワー等を踏まえ、具体的にどのように取り組むかを検討の上、数値目標が設定されているか。		
		✓数値目標の設定に役員が関与しているか。 ② 役員は、他業務とのバランスを勘案の上、承認しているか。		
2. 取組内容の指示・指導 〔 D 〕	・ 策定した数値目標を支店に対し周知徹底 ・ 優先検証パターンに該当する貯金者を解消するため、全支店に対し指示・指導	✓支店との数値目標の共有ができているか。 ③ 本店から支店に対し、1. で定めた整備の進め方に基づく支店の数値目標を周知徹底しているか。		
		✓優先検証パターンが支店に周知徹底されているか。 ④ 本店は支店に対し整備状況を踏まえ、優先検証パターンを説明しているか。		
		⑤ 本店は支店に対し任意団体に係る特例の手続を理解させているか。		
3. 取組結果の確認・検証 〔 C 〕	・ 優先検証パターンに即した整備を行っているか確認・検証及び是正指導	✓本店は、支店の整備結果の確認・検証等を行っているか。 ⑥ 本店は、支店の優先検証パターンに即した整備が行われているか毎月確認・検証しているか。		
		⑦ 本店は、支店の「機構が指定したファイル（補完帳票）」の整備状況を毎月確認・検証しているか。		
		⑧ 本店は、整備が進捗しない支店に是正指導を行っているか。		
4. 取組結果の報告・共有 〔 A 〕	・ 進捗状況を本店担当者から役員に報告 ・ 目標未達の場合、改善方を検討	✓役員まで取組結果が共有できているか。 ⑨ 本店は、少なくとも2か月に1回は取組結果（再検証率・取組件数）を報告しているか。		
		✓目標達成に向け検討が行われているか。 ⑩ 数値目標が未達の場合、改善方を検討しているか。		
5. 取組全般の評価	・ 数値目標の進捗状況について評価の実施	✓要整備率ゼロを達成できる取組状況であるか。 ◎ 現在の進捗状況で、令和9年度末までに目標達成は可能か。		

現行システム

「自己点検システム」
抽出項目 21

「再検証システム」
抽出項目 31

「名寄せ検証システム」
抽出項目 4

追加
8項目

見直しの観点

- 着眼点の過不足をなくす
- 優先検証パターン項目の設定等

廃止
8項目

新システム

「検証支援システム」
抽出項目 56

参考 5

県域等における今後の進め方

貯金者データ整備全国説明会（行政庁向け・系統指導機関向け）（令和7年11月、12月）資料より作成



貯金保険機構

	貯金保険機構	県域等系統指導機関	都道府県
全県域等	<ul style="list-style-type: none"> ○「優先検証パターン取組状況 <u>チェックリスト</u>」の提示 ○優先検証パターンに関する <u>問合せ</u> 対応 ○<u>不備事例</u>の全国展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○組合の <u>取組状況</u> (組合の自己チェック)の <u>進捗管理・指導</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>ヒアリング、常例検査等</u>により、組合の <u>取組状況</u> (組合の自己チェック)を <u>確認・指導</u>
うち、整備の遅れた県域等	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>県域等説明会</u>の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○県域等説明会への参加 	
うち、特に整備の遅れた組合	<p>【<u>立入検査</u> (貯金保険法117条)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優先検証パターンの <u>取組状況</u> ○貯金者データ <u>検証</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記の結果に係る不備事例の <u>改善指導</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○組合からの <u>改善状況報告</u> (農協法93条/水協法122条)、<u>ヒアリング</u>等による <u>確認・指導</u>
	<p>【<u>資料徴求</u> (貯金保険法37条)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優先検証パターンの <u>取組状況</u> ○貯金者データ <u>検証</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ○<u>ヒアリング</u>等による <u>確認・指導</u>

* 立入検査と資料徴求は、併用する場合あり



✓ 貯金者データの確認と犯収法の取引時確認は、目的は違えど、資料※は共通。

⇒資料徴求の徹底を指導願います。

- ※ 個人 : 運転免許証や個人番号カード
法人 : 登記事項証明書
法人格のない団体 : 規約など

✓ 法人格のない団体などで、その実態等が十分確認できない貯金者の口座は、金融犯罪のリスクが高い。

⇒このような貯金者の口座のうち、口座開設に当たっての要件を満たさない先に関しては、開設・維持しないよう指導願います。